

民間非営利団体による移送サービスに対する 「ガイドライン」策定に関する要望および提案

移送・移動サービスネットワーク団体会議に参加する各団体は、国土交通省に対し、以下の内容の申し入れを行います。

要望

国土交通省が検討中とされる、民間非営利団体が行う移送サービスのガイドラインについては、運転協力者に対し「二種免許」の義務付を行うことのないよう、強く要望する。

提案

二種免許に代わる安全の担保として、当会議では以下を実施することを表明する。

1. 運転協力者について
 - ・ 一種免許取得後、一定期間の運転経験を持つ者に限定する。
 - ・ 移送サービスを実施する民間非営利団体では、運転協力者が入会した際には、研修を義務付けると共に、入会後も定期的な研修を実施することを義務付ける。
 - ・ 都道府県公安委員会が実施する交通安全講習（特定任意講習、安全運転適性検査）等の受講を義務付ける。
2. 運行管理担当者について
 - ・ 運行管理などを行うコーディネーターを置く。コーディネーターは、利用希望者の審査、運行スケジュールの調整、運転協力者の健康管理などを行う。
3. 保険について
 - ・ 対人賠償 1 億円以上、対物賠償 1 千万円、搭乗者 1 千万円以上の任意保険への加入を義務付ける。
4. 実施団体について
 - ・ 民間非営利団体が行う移送サービスは非営利事業とする。
 - ・ 利用者は会員制または登録制とする。
 - ・ 利用者は移動困難（または制約）者に限定する。
 - ・ 団体の運営に関する情報（決算、総会の議事録、研修内容など）の公開を義務付ける。

移送・移動サービスネットワーク団体会議

東京ハンディキャブ連絡会
北海道移送・移動サービス連絡会
青森県移送サービスネットワーク
移送サービス研究会
埼玉県移送サービスネットワーク
横浜移動サービス協議会
信州の移動を考える会（仮称）
北陸移動サービスネットワーク
愛知県ハンディキャブ連絡会
京都移動サービス連絡協議会
関西STS連絡会
兵庫県移送サービスネットワーク
阪神移動サービスネットワーク
熊本外出支援ネットワーク
移動サービス市民活動全国ネットワーク
（社）全国腎臓病協議会
神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会
（移動サービスグループ会議）
東京ボランティア・市民活動センター